

## 東京都北区公式ユーチューブチャンネル運用ポリシー

26 北政広第 2840 号  
平成 27 年 2 月 21 日

### (目的)

第 1 条 このポリシーは、東京都北区（以下「区」という。）がユーチューブ（YouTube）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ユーチューブ

Google 社が提供するインターネット上で動画を共有及び公開するサービス

(2) 北区公式チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）

区がユーチューブ上に設置する投稿した動画の再生リスト

(3) アカウント

ユーチューブを運用するために取得した権利及びユーザー名

(4) コメント

投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見

### (運用管理)

第 3 条 公式チャンネルの運営主体は区とし、アカウントの管理及び情報管理は政策経営部広報課（以下「広報課」という。）が行う。

2 区がユーチューブを介して情報を発信する場合は、原則として公式チャンネルから配信を行う。

3 ユーザー名は、**kitahodo** とする。

### (アカウント運用者の明示)

第 4 条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体として公式チャンネルのアカウント情報を北区公式ホームページに明示する。

2 区は、なりすまし等を発見した場合は、直ちに北区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 区は、このポリシーで定めるアカウントの運営主体、発信する内容、発信方法等について、公式チャンネルの概要欄に明示する。

(発信する内容)

第6条 区は、公式チャンネルに次に掲げる動画を掲載する。

- (1) 区が作製した動画及び区が作製を委託した動画
- (2) その他、政策経営部広報課長（以下「課長」という。）が適当と認めるもの

(配信方法)

第7条 動画の配信作業は、広報課又は各所管課（委託事業者含む。）が行う。

- 2 動画の配信作業を委託する場合は、パスワードを含むアカウント情報の適切な管理を書面等にて定めた上で、委託事業者に提供する。

(コメントの使用制限)

第8条 公式チャンネルには、原則として、区が主体となって発信する情報のみを掲載する。

- 2 区以外のアカウントへのコメント及び公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(アカウントの停止又は削除)

第9条 ユーチューブのシステム上の問題、運用に支障をきたす事態が発生するなど、北区公式チャンネルを継続して運用することが困難となった場合は、北区公式ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除するものとする。

(その他)

第10条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、課長が、別に定める。

付 則

このポリシーは、平成27年2月21日から施行する。

付 則（令和3年1月20日区長決裁2北政広第2306号）

このポリシーは、令和3年2月1日から施行する。